

建設業労働災害防止規程

目 次

- 第1章 総則（第1条 - 第3条）
- 第2章 安全衛生管理体制等
 - 第1節 安全衛生管理体制（第4条・第5条）
 - 第2節 自主的な安全衛生活動への取組（第6条）
 - 第3節 安全衛生教育（第7条・第8条）
 - 第4節 快適な職場環境の形成（第9条）
- 第3章 墜落による危険の防止
 - 第1節 通則（第10条 - 第19条）
 - 第2節 開口部等からの墜落による危険の防止（第20条 - 第22条）
 - 第3節 足場からの墜落による危険の防止（第23条 - 第29条）
 - 第4節 スレート等の屋根からの墜落による危険の防止（第30条 - 第34条）
 - 第5節 木造家屋等の低層住宅建築工事における墜落による危険の防止（第35条）
- 第4章 電気による危険の防止
 - 第1節 通則（第36条 - 第39条）
 - 第2節 高圧架空電線等の活線近接作業における感電による危険の防止（第40条 - 第43条）
 - 第3節 電気機械器具等（第44条 - 第46条）
- 第5章 地山の崩壊等による危険の防止
 - 第1節 通則（第47条 - 第52条）
 - 第2節 土止め支保工（第53条 - 第56条）
 - 第3節 掘削面の点検等（第57条 - 第59条）
 - 第4節 ずい道等の掘削（第60条 - 第64条）
- 第6章 車両系建設機械、高所作業車、クレーン、移動式クレーン等による危険の防止
 - 第1節 通則（第65条）
 - 第2節 車両系建設機械による危険の防止（第66条 - 第78条）
 - 第3節 高所作業車による危険の防止（第79条 - 第87条）
 - 第4節 クレーンによる危険の防止（第88条 - 第93条）
 - 第5節 移動式クレーンによる危険の防止（第94条 - 第101条）
 - 第6節 玉掛け作業による危険の防止（第102条 - 第105条）
- 第7章 木材加工用機械による危険の防止（第106条 - 第111条）
- 第8章 型枠支保工、足場等の倒壊等による危険の防止
 - 第1節 通則（第112条・第113条）
 - 第2節 型枠支保工の倒壊による危険の防止（第114条 - 第119条）
 - 第3節 足場の倒壊による危険の防止（第120条 - 第126条）
 - 第4節 コンクリート造の工作物の解体又は破壊等による危険の防止（第127条 - 第134条）

- 第5節 飛来・落下による危険の防止（第135条 - 第138条）
- 第9章 その他の災害防止対策
 - 第1節 通則（第139条）
 - 第2節 交通労働災害防止対策（第140条 - 第143条）
 - 第3節 土石流対策（第144条 - 第148条）
 - 第4節 爆発・火災対策（第149条・第150条）
- 第10章 有害物及び有害環境による健康障害の防止
 - 第1節 通則（第151条）
 - 第2節 石綿による健康障害の防止（第152条 - 第161条）
 - 第3節 粉じんによる健康障害の防止（第162条 - 第165条）
 - 第4節 有機溶剤による健康障害の防止（第166条 - 第170条）
 - 第5節 酸素欠乏等の危険の防止（第171条 - 第174条）
 - 第6節 振動による健康障害の防止（第175条）
 - 第7節 その他の健康障害の防止（第176条 - 第178条）
- 第11章 健康の保持増進等
 - 第1節 通則（第179条）
 - 第2節 一般健康診断等（第180条・第181条）
 - 第3節 健康の保持増進対策等（第182条・第183条）
- 第12章 建設業附属寄宿舍における火災の防止（第184条）
- 第13章 実施を確保するための措置（第185条・第186条）
- 附則

(設定 昭和 41 年 6 月 3 日 適用 昭和 41 年 9 月 1 日)
(変更 昭和 42 年 7 月 3 日 適用 昭和 42 年 10 月 1 日)
(変更 昭和 43 年 8 月 3 日 適用 昭和 43 年 11 月 1 日)
(変更 昭和 44 年 8 月 3 日 適用 昭和 44 年 11 月 1 日)
(変更 昭和 46 年 8 月 3 日 適用 昭和 46 年 11 月 1 日)
(変更 昭和 48 年 12 月 1 日 適用 昭和 49 年 3 月 1 日)
(変更 平成 20 年 1 月 4 日 適用 平成 20 年 4 月 3 日)

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規程は、建設業の労働災害防止に関し、建設業労働災害防止協会（以下「協会」という。）の会員（以下「会員」という。）及び協会が守らなければならないことを定めることにより、建設業の労働災害防止に寄与することを目的とする。

(遵守義務)

第 2 条 会員及び協会は、法令を遵守するとともに、この規程を守らなければならない。

(適用範囲)

第 3 条 この規程は、会員及び協会に適用する。

第 2 章 安全衛生管理体制等

第 1 節 安全衛生管理体制

(事業場の安全衛生管理体制)

第 4 条 会員は、法令の定めるところにより、次の各号に掲げる安全衛生管理体制を整備しなければならない。

- (1) 総括安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者又は安全衛生推進者を選任し、労働者の危険又は健康障害を防止する等の職務を行わせること。
- (2) 産業医を選任し、労働者の健康管理、健康の保持増進等の職務を行わせること。
- (3) 労働災害を防止するための管理を必要とする作業について、当該作業の区分に応じて、作業主任者を選任し、その作業を指揮する等の職務を行わせること。
- (4) 安全委員会、衛生委員会又は安全衛生委員会を設け、労働者の危険又は健康障害の防止及び健康の保持増進に関する事項等を調査審議させ、会員に対し意見を述べさせること。
- (5) クレーンの運転等の業務について、当該業務の区分に応じて、免許を受けた者又は技能講習修了者等の資格を有する者にその業務を行わせること。

(二以上の請負契約が存する場合における安全衛生管理体制)

第 5 条 会員は、法令の定めるところにより、元方事業者にあつては統括安全衛生責任者、元方

安全衛生管理者又は店社安全衛生管理者を、関係請負人にあつては安全衛生責任者を、それぞれ選任し、元方事業者の労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われることによって生ずる労働災害を防止するための職務を行わせなければならない。

第2節 自主的な安全衛生活動への取組

(自主的な安全衛生活動の促進)

第6条 会員は、事業場における安全衛生水準の向上を図るため、危険予知活動(KYK)の実施、業務に起因する危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づく措置の実施、労働安全衛生マネジメントシステムの導入等会員の事業に適合した安全衛生活動の実施に努めなければならない。

第3節 安全衛生教育

(雇入れ時の教育等)

第7条 会員は、法令等の定めるところにより、次の各号に掲げる安全衛生教育を行わなければならない。

- (1) 雇入れ時の教育
- (2) 作業変更時の教育
- (3) 危険又は有害な業務に就く者への特別教育
- (4) 職長・安全衛生責任者教育

(その他自主的な教育)

第8条 会員は、労働者に対し、次の各号に掲げる教育及び研修を行い、又はこれを受ける機会を与えるように努めなければならない。

- (1) 危険予知活動に関する研修
- (2) リスクアセスメントに関する研修
- (3) 労働安全衛生マネジメントシステムに関する研修
- (4) 安全衛生管理業務に関する能力向上教育
- (5) 危険又は有害な業務に従事する者に対する安全衛生教育
- (6) 建設工事に従事する労働者に対する安全衛生教育(建設従事者教育)
- (7) 新規入場者教育
- (8) 送り出し教育

第4節 快適な職場環境の形成

(快適な職場環境の形成)

第9条 会員は、事業場における安全衛生の水準の向上を図るため、作業環境を快適な状態に維持管理すること等の措置を講ずることにより、快適な職場環境を形成するように努めなければならない。

第3章 墜落による危険の防止

第1節 通則

(この章の目的)

第10条 この章の規定は、作業床の端、建設物の床又は壁面にある開口部及びたて坑、40度以上の斜坑又は坑井の坑口の開口部（以下この章において「開口部等」という。）、足場、架設通路等からの作業者の墜落による危険の防止を目的とする。

(作業床の設置等)

第11条 会員は、高さが2m以上の箇所（作業床の端、開口部等を除く。）で、墜落により作業者に危険を及ぼすおそれがある次の各号に掲げる作業を行う場合には、作業床を設けなければならない。ただし、作業床を設けることが困難な場合には、防網を張り、作業者に安全帯を使用させる等墜落による作業者の危険を防止するための措置を講じなければならない。

- (1) 鉄骨の組立ての作業
- (2) 足場の組立て、解体又は変更の作業
- (3) 足場における作業
- (4) 屋根上における作業
- (5) 法面等における作業
- (6) その他墜落により作業者に危険を及ぼすおそれのある作業

(安全帯等の使用)

第12条 会員は、高さが2m以上の箇所で、次の各号に掲げる作業を行う場合には、防網を張り、作業者に安全帯を使用させる等墜落による作業者の危険を防止するための措置を講じなければならない。

- (1) 開口部等における手すり、囲い、覆い等の防護設備（以下「防護設備」という。）の取付け若しくは取り外しの作業又は防護設備を取り外して行う作業
- (2) つり足場における作業
- (3) 一側足場における作業
- (4) 足場において、手すりを取り外して行う作業
- (5) 足場において、手すりを設けることが著しく困難な作業

(作業指揮者の指名等)

第13条 会員は、前条各号に掲げる作業を行う場合には、あらかじめ作業指揮者を指名し、その者に当該作業を直接指揮させるとともに、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。

- (1) その日の作業を開始する前に、安全帯の取付設備（安全帯を安全に取り付けるための設備をいう。以下同じ。）に異常がないことを確認すること。
- (2) 作業者が安全帯を適切に使用していることを確認すること。
- (3) 作業者が保護帽及び安全靴等の安全な履物を着用していることを確認すること。

(4) 開口部等の防護設備を取り外して作業を行う場合にあっては、当該作業の休止時又は終了時に防護設備が元の状態に復していることを確認すること。

(安全帯の取付設備等)

第14条 会員は、高さが2 m以上の箇所で作業者に安全帯を使用させて作業を行う場合には、安全帯の取付設備を設け、その設置場所、使用方法等を関係作業者に周知しなければならない。

(安全帯の取付設備の構造及び強度)

第15条 会員は、安全帯の取付設備については、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 使用条件に応じた十分な強度を有すること。
- (2) 安全帯を損傷するおそれのない形状であること。
- (3) 安全帯を容易に取り付けて使用できるものであること。
- (4) 作業者の腰より上方の位置に設けること。

(安全帯の取付設備の取付け)

第16条 会員は、安全帯の取付設備を取り付ける場合には、地上、作業床等の安全な場所で行わなければならない。ただし、やむを得ず、墜落による作業者の危険のおそれのある場所に取り付ける場合には、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 安全な昇降設備を設けること。
- (2) 臨時的な安全帯の取付設備を設け、取り付ける作業を行う者に安全帯を使用させること。
- (3) 作業責任者を指名して作業の手順、安全帯の使用等を確認させること。

(点検等)

第17条 会員は、安全帯の取付設備については、あらかじめ、点検者を指名し、その者に次の各号に掲げる事項を点検させなければならない。この場合において、異常があるときは、直ちに補修し、又は取り替えなければならない。

- (1) 取付金具のき裂、変形、ゆるみ、脱落等の有無
- (2) 親綱の摩耗、変形、損傷、腐食等の有無
- (3) 素線又はストランドの切れ、ゆるみ等の有無
- (4) 緊結箇所のゆるみ等の有無

(架設通路)

第18条 会員は、架設通路を設ける場合には、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 床は、幅が40 cm以上で、かつ、床材間のすき間が3 cm以下であること。
- (2) 床材は、強度上の著しい欠点となる変形、腐食等がないものであること。
- (3) 手すりは、次によること。
 - ア 丈夫な構造とすること。
 - イ 材料は、著しい損傷、腐食等がないものとする。

ウ 床面からの高さは90cm以上として、中さんを設けること。

エ 必要に応じて、幅木を設けること。

(4) こう配は30度以下とすること。ただし、階段を設けたものについては、この限りでない。

(5) こう配が15度を超えるものには、踏さんその他の滑止めを設けること。

(悪天候時の作業の禁止)

第19条 会員は、強風、大雨、大雪等の悪天候のため、墜落による危険が予想される場合には、第11条各号に掲げる作業を行ってはならない。

第2節 開口部等からの墜落による危険の防止

(防護設備の設置)

第20条 会員は、高さが2m以上の開口部等には、次のいずれかに掲げる防護設備を設けなければならない。この場合において、手すりを設けたときは、中さん及び幅木(必要な場合に限る。)を設けるものとする。

(1) 床面からの高さが90cm以上の手すり、囲い等

(2) 滑動防止措置を講じた覆い

(点検等)

第21条 会員は、開口部等の防護設備については、あらかじめ点検者を指名し、その者に防護設備の状態について点検させ、異常がある場合には、直ちに補修し、又は取り替えなければならない。

(表示)

第22条 会員は、開口部等の防護設備を取り外して作業を行う場合には、「開口部使用中注意」等の表示をしなければならない。

第3節 足場からの墜落による危険の防止

(手すり先行工法の導入)

第23条 会員は、足場の組立て又は解体の作業を行う場合(軒の高さ10メートル未満の木造家屋等低層住宅建築工事において当該作業を行う場合を除く。)には、「手すり先行工法に関するガイドライン」(「手すり先行工法に関するガイドラインの策定について」(平成15年4月1日付け基発第0401012号))に基づく作業方法の導入に努めなければならない。

(足場に設ける手すり等)

第24条 会員は、足場に設ける手すり等については、次の各号に掲げるところによらなければならない。

(1) 丈夫な構造とすること。

- (2) 材料は、著しい損傷、腐食等がないものとする。
- (3) 手すりの床面からの高さは90cm以上として、中さんを設けること(軒の高さ10メートル未満の木造家屋等低層住宅建築工事において当該作業を行う場合を除く。)
- (4) 必要に応じて、幅木を設けること。

(点検等)

第25条 会員は、足場に設けた作業床、手すり等については、あらかじめ、点検者を指名し、その者に作業床、手すり等の状態について点検させ、異常がある場合には、直ちに補修し、又は取り替えなければならない。

(最大積載荷重等の表示等)

第26条 会員は、足場の構造及び材料に応じた作業床の最大積載荷重並びにそれに載せる主な材料等の種類ごとの最大数量を表示するとともに、作業床の破損を防止するため、作業床に物を載せる場合には、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 集中荷重にならないようにすること。
- (2) 著しい衝撃を与えないようにすること。

(足場を使用する場合の禁止事項)

第27条 会員は、足場を使用する作業者に、次の各号に掲げる事項を守らせなければならない。

- (1) 昇降設備以外の場所からの昇降の禁止
- (2) 許可された場合以外の足場の部材の取外しの禁止

(移動式足場)

第28条 会員は、脚輪を取り付けた移動式足場を使用する場合には、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 昇降設備、作業床及び手すりを設けること。
- (2) 手すりは、次によること。
 - ア 丈夫な構造とすること。
 - イ 材料は、著しい損傷、腐食等がないものとする。
 - ウ 床面からの高さは90cm以上として、中さんを設けること。
 - エ 必要に応じて幅木を設けること。
- (3) 作業者を乗せたまま移動させることを禁止すること。
- (4) 脚輪のストッパーを掛けること(移動させる場合を除く)。

(作業指揮者の指名等)

第29条 会員は、足場における作業(第12条各号に掲げる作業及び足場の組立て、解体又は変更の作業を除く。)を行う場合には、あらかじめ作業指揮者を指名し、その者に当該作業を直接指揮させるとともに、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。

- (1) 作業者が、安全帯を適切に使用していることを確認すること。
- (2) 作業者が、保護帽及び安全靴等安全な履物を着用していることを確認すること。

(3) 足場からの材料、工具等の落下を防止するため、足場上の整理整頓の状況を確認すること。

(4) 足場の作業床に載せてある物が表示された最大積載荷重等を超えていないことを確認すること。

第4節 スレート等の屋根からの墜落による危険の防止

(歩み板等の設置等)

第30条 会員は、作業者が、スレート、木毛板等でふかれた屋根の上で作業を行う場合又はその屋根の上を通行する場合には、幅が30cm以上の歩み板を設け、防網を張る等踏み抜きによる作業者の危険を防止するための措置を講じなければならない。

(歩み板の設置方法)

第31条 会員は、歩み板が滑動、てんびん等を起こさないよう緊結しなければならない。

(屋根足場の設置)

第32条 会員は、こう配が31度(6/10こう配)以上の屋根の上において作業を行う場合には、屋根足場を設置し、幅が20cm以上の作業床を2m以下の間隔で設けなければならない。

(スレート等に衝撃を与える行為の禁止等)

第33条 会員は、スレート等の屋根上で作業を行う場合には、作業者に、次の各号に掲げる事項を守らせなければならない。

(1) スレート等の屋根への飛び降り、材料、工具等の投げおろし等スレート等の屋根に衝撃を与える行為を行わないこと。

(2) 安全靴等の安全な履物を着用すること。

(作業指揮者の指名等)

第34条 会員は、スレート等の屋根の上で作業を行う場合には、あらかじめ、作業の指揮者を指名し、その者に当該作業を直接指揮させるとともに、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。

(1) 作業者の歩み板又は作業床の使用状況を監視すること。

(2) 作業者が安全帯を使用していることを確認すること。

(3) 作業者に前条の規定を遵守させること。

第5節 木造家屋等の低層住宅建築工事における墜落による危険の防止

(足場先行工法等による墜落の防止)

第35条 会員は、木造家屋等の低層住宅建築工事を行う場合には、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 軒の高さが 10 m未満の住宅等建築物（現場打設の鉄筋コンクリート構造の建築物を除く。）の建設工事を行う場合には、「足場先行工法に関するガイドライン」（「木造家屋等低層住宅建設工事における労働災害防止対策等の推進について」（平成 8 年 11 月 11 日付け基発第 660 号））により施工すること。
- (2) 前号によらない場合には、作業床を設けること。ただし、それが困難な場合には、防網を張り、作業者に安全帯を使用させる等墜落による作業者の危険を防止するための措置を講ずること。

第 4 章 電気による危険の防止

第 1 節 通則

（この章の目的）

第 36 条 この章の規定は、建設工事の作業（電気工事の作業を除く。以下この章において同じ。）を行うことにより発生する作業者の感電による危険の防止を目的とする。

（調査及び計画）

第 37 条 会員は、工事の施工計画を立てる場合又は作業中に必要が生じた場合には、次の各号に掲げる事項について調査し、感電による危険の防止に必要な計画を立てなければならない。

- (1) 架空電線の近接状況
- (2) 地中電線の敷設状況
- (3) 電気機械器具等の電気使用設備の種類及びその状況
- (4) 受変電設備の状況

（作業者の指名等）

第 38 条 会員は、法令の定めるところにより、低圧の充電電路の敷設、修理の作業又は区画された場所に設置する低圧電路のうち充電部分が露出している開閉器の操作の作業を行う場合には、あらかじめ電気取扱業務に係る特別教育を修了した者から作業者を指名しなければならない。

2 会員は、前項の規定により低圧電路を接続させる場合には、接続器具及び接続箱を用いて感電による危険のおそれがないようにしなければならない。

（停電作業）

第 39 条 会員は、停電して作業を行う場合には、電源の操作を担当する者との連絡を確実に取るとともに、作業中、開閉器に施錠し、若しくは通電禁止を表示し、又は監視人を置くことにより、不意の通電による感電を防止しなければならない。

第 2 節 高圧架空電線等の活線近接作業における感電による危険の防止

（高圧架空電線等の防護等）

第40条 会員は、次の各号に掲げる場合には、高圧架空電線その他の高圧充電部（以下「高圧架空電線等」という。）を停電し、移設し、又は絶縁用防護具、絶縁覆い若しくは防護壁で防護しなければならない。この場合において、当該高圧架空電線等が他の者の所有であるときは、当該所有者に停電、移設又は防護を要請しなければならない。

（1）作業者が作業中又は通行中に、高圧架空電線等に接触し、又は接近するおそれがあるとき

（2）作業者が取り扱う鉄骨、鉄筋、鉄板等の導電体が高圧架空電線等に接触し、又は接近するおそれがあるとき

（3）作業者が使用する移動式クレーン、くい打機、くい抜機等のジブ、アーム、ワイヤロープ、つり荷等が高圧架空電線等に接触し、又は接近するおそれがあるとき

（4）高圧架空電線等に近接して足場、架設通路等を設けるとき

2 会員は、前項各号に掲げる危険のおそれがある作業を行う場合には、あらかじめ作業の指揮者を指名し、その者に当該作業を直接指揮させるとともに、適切に前項の措置が講ぜられていることを確認させなければならない。

（表示）

第41条 会員は、作業者の通行する足場、架設通路等に近接する高圧架空電線等がある場合には、見やすい場所に「高圧線注意」、「頭上高圧線注意」等の表示をしなければならない。ただし、前条第1項の規定により停電し、又は移設した場合はこの限りではない。

（作業方法の指示）

第42条 会員は、高圧架空電線等に近接して作業を行う場合には、あらかじめ、感電を防止するため安全な離隔距離を確保すること等を指示しなければならない。ただし、第40条第1項の規定により停電し、又は移設した場合はこの限りではない。

（移動式クレーン等の運転の合図）

第43条 会員は、高圧架空電線等に近接して移動式クレーン、くい打機、くい抜機等を使用する場合には、ジブ、アーム、ワイヤロープ又はつり荷等を高圧架空電線等に接触させないように、あらかじめ合図者を指名し、その者に合図を行わせなければならない。ただし、第40条第1項の規定により停電し、又は移設した場合はこの限りではない。

第3節 電気機械器具等

（感電防止用漏電しゃ断装置の設置等）

第44条 会員は、移動式電動機械器具（ベルトコンベヤ、コンクリートミキサー等をいう。以下同じ。）又は可搬式電動機械器具（電気ドリル、電動グラインダ等をいう。以下同じ。）を使用する場合には、法令の定めるところにより、これらの電動機械器具が接続される回路の定格に適合し、感度が良好であり、かつ、確実に作動する感電防止用漏電しゃ断装置を使用しなければならない。ただし、その措置を講ずることが困難な場合には、移動式電動機械器具又は可搬式電動機械器具の金属製外枠等を接地しなければならない。

- 2 前項の規定により移動式電動機械器具又は可搬式電動機械器具の金属製外枠等を接地する場合における接地線の被覆の色は、緑色としなければならない。ただし、やむを得ず緑色の被覆でないものを使用する場合には、接地線の両端に緑色のテープを巻かなければならない。
- 3 第1項に規定する電動機械器具に接続する移動電線については、単相用では3心、三相用では4心のものを使用し、そのうちの1心についてを専用の接地線としなければならない。
- 4 前3項の規定は、二重絶縁構造の電動機械器具については適用しない。

(交流アーク溶接機用自動電撃防止装置)

- 第45条 会員は、交流アーク溶接機を使用する場合には、法令の定めるところにより、厚生労働大臣が定める構造規格に適合した交流アーク溶接機用自動電撃防止装置を設けなければならない。
- 2 会員は、交流アーク溶接機の入力側回路に、感電防止用漏電しゃ断装置を設け、金属製外枠を接地しなければならない。

(点検等)

- 第46条 会員は、移動式電動機械器具、可搬式電動機械器具及びアーク溶接機については、あらかじめ、点検者を指名し、その者に移動式電動機械器具、可搬式電動機械器具及びアーク溶接機の状態について点検させ、異常がある場合には、直ちに補修し、又は取り替えなければならない。
- 2 会員は、前項の点検については、1月を超えない一定の期間ごとに行わなければならない。

第5章 地山の崩壊等による危険の防止

第1節 通則

(この章の目的)

- 第47条 この章の規定は、地山の掘削の作業を行うことにより発生する地山の崩壊又は土石等の落下による危険の防止を目的とする。

(調査)

- 第48条 会員は、地山の掘削の作業を行う場合には、作業箇所及び周辺の地山について、あらかじめ、次の各号に掲げる事項についてボーリングその他適当な方法により調査を行わなければならない。

- (1) 形状、地質及び地層の状態
- (2) き裂、含水、湧水及び凍結の有無及び状態
- (3) 埋設物等の有無及び状態
- (4) 高温のガス及び蒸気の有無及び状態

(施工計画)

- 第49条 会員は、地山の掘削の作業を行う場合には、前条の調査に基づき、次の各号に掲げる

事項を含む施工計画を定め、かつ、当該計画により作業を行わなければならない。

(1) 施工の時期、方法及び順序

(2) 掘削の順序に応じた安全なこう配のとり方

(3) 掘削の作業を行う場合又は掘削面の下方で作業を行う場合にあっては、掘削箇所の上部の地山若しくは掘削面の崩壊又は落石を防止するための防護の方法

(4) 土止め支保工等の構造

(5) 排水の方法

(6) 掘削面又は土止め支保工等の点検及び補修等の方法

2 会員は、前項の作業を行う場合において、地質の変化、異常な湧水等が発見されたときには、直ちに、その状態に応じて計画を変更する等必要な措置を講じなければならない。

(立入禁止等)

第50条 会員は、地山の掘削の作業を行う場合には、作業箇所及びその下方に関係者以外の者の立入りを禁止するとともに、その旨を表示し、又は監視人を置く等の措置を講じなければならない。

(掘削面の措置)

第51条 会員は、掘削面の下方で、基礎作り、コンクリートの打設、管の敷設、手直し等の作業を行う場合には、掘削面の崩壊又は落石のおそれがないときを除き、あらかじめ、安全なこう配をとり、土止め支保工を設ける等の措置を講じなければならない。

(掘削した土砂等の置き方)

第52条 会員は、掘削面の肩に接近して、掘削した土砂又は工事用の資材等を置いてはならない。ただし、やむを得ない場合において、土止め支保工を補強する等の措置を講じたときは、この限りでない。

第2節 土止め支保工

(土止め支保工の設置等)

第53条 会員は、地山の掘削の作業を行う場合において、地質の変化、異常な湧水等により掘削面の崩壊又は落石の危険が増大するおそれがあるときは、土止め支保工を設置し、当該支保工を補強し、又は掘削面の高さを低くし、若しくは掘削面のこう配を緩くしなければならない。

2 会員は、小規模な溝掘削を伴う上下水道等の工事においては、「土止め先行工法に関するガイドライン」(「土止め先行工法に関するガイドラインの策定について」(平成15年12月17日付け基発第1217001号))により作業を行うように努めなければならない。

(組立図)

第54条 会員は、土止め支保工を組み立てる場合には、あらかじめ組立図を作成し、かつ、当該組立図により組み立てなければならない。

(補強)

第55条 会員は、土止め支保工の腹おこし、切りばり等を足場として使用し、又はこれらに重量物を載せてはならない。ただし、やむを得ない場合において、支柱、方杖等により補強したときは、この限りでない。

(作業主任者の選任等)

第56条 会員は、土止め支保工の切りばり又は腹おこしの取付け又は取り外しの作業を行う場合には、土止め支保工作業主任者を選任し、法令に定める事項のほか、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。

(1) 部材の配置、寸法及び取付けの順序は、組立図によること。

(2) 設置後7日を超えない期間ごと及び中震以上の地震、大雨等の後には、部材の損傷等の有無及び状態、切りばりの緊圧の度合並びに部材の接続部、取付部及び交さ部の状態を点検し、異常があるときは、直ちに、補強し、又は補修を行うこと。

(3) 関係者以外の者が立ち入っていないことを確認すること。

(4) 土止め支保工に異常を認めた場合には、作業者を直ちに退避させること。

第3節 掘削面の点検等

(作業主任者の選任等)

第57条 会員は、掘削面の高さが2m以上となる地山の掘削の作業を行う場合には、地山の掘削作業主任者を選任し、作業開始前及び作業中において、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。

(1) 作業の方法を決定し、作業を直接指揮すること。

(2) 器具及び工具を点検し、不良品を取り除くこと。

(3) 安全帯等及び保護帽の使用状況を監視すること。

(4) 掘削面が安全なこう配を保っていることを確認すること。

(5) すかし掘りを行っていないことを確認すること。

(6) 浮石又はき裂の状態の変化がないことを確認すること。

(7) 排水が良好であることを確認すること。

(8) 湧水の状態の変化(湧水の発生、量の変化及び汚濁の変化)がないことを確認すること。

(9) 掘削面の肩に接近して掘削した土砂又は工事用の資材等が置かれていないことを確認すること。

(10) 掘削箇所と積込みの作業箇所との間隔が十分にあることを確認すること

(11) 関係者以外の者の立入禁止の措置が取られていることを確認すること。

2 会員は、地山の掘削面の高さが2m未満である場合には、あらかじめ点検者を指名し、その者に、作業開始前及び作業中に前項各号に掲げる事項を行わせなければならない。

(降雨後等の点検)

第58条 会員は、中震以上の地震、大雨等の後に、地山を掘削する場合には、掘削面を点検し、崩壊のおそれがある箇所の土石を取り除かなければならない。

(発破後の点検)

第59条 会員は、掘削工事において発破を行った場合には、発破箇所及びその周辺の浮石及び亀裂の有無及び状態について点検し、崩壊のおそれがある箇所の土石を取り除かなければならない。

第4節 ずい道等の掘削

(調査及び記録)

第60条 会員は、ずい道等の掘削の作業を行う場合には、落盤、出水、ガス爆発等による作業者の危険を防止するため、あらかじめ当該掘削に係る地山の形状、地質及び地層の状態についてボーリングその他適当な方法により調査し、その結果を記録しておかなければならない。

(施工計画)

第61条 会員は、前条の調査に基づき、次の各号に掲げる事項を含む施工計画を定め、かつ、当該計画により作業を行わなければならない。

- (1) 掘削の方法
- (2) ずい道支保工の施工及び覆工の施工
- (3) 換気又は照明の方法
- (4) 湧水又は可燃性ガスの処理

(ずい道等の掘削等作業主任者の選任等)

第62条 会員は、ずい道等の掘削又はこれに伴うずり積み、ずい道支保工の組立て、ロックボルトの取付け若しくはコンクリート等の吹付けの作業を行う場合には、ずい道等の掘削等作業主任者を選任し、法令に定める事項のほか、作業開始前及び作業中において、次の各号に掲げる事項を確認させなければならない。

- (1) 含水及び湧水の状態に変化がないこと。
- (2) 排水が良好であること。
- (3) 落盤又は肌落ちのおそれがないこと。
- (4) 坑口上部の地山の崩壊又は土石の落下のおそれがないこと。
- (5) 吹付けコンクリートのき裂及びロックボルトのゆるみがないこと。

(浮石等の除去作業)

第63条 会員は、浮石等の除去作業をする場合には、作業者に、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。

- (1) 下方に他の作業者がいないことを確認すること。
- (2) 2人以上で作業をする場合には、十分連絡をとること。
- (3) 作業に用いる工具等は、作業前に点検し、不良品は取り替えること。
- (4) 保護帽及び安全帯を使用すること。

(ずい道等の覆工作業主任者の選任等)

第 6 4 条 会員は、ずい道型枠支保工の組立て、移動、解体等の作業を行う場合には、ずい道等の覆工作業主任者を選任し、法令に定める事項のほか、作業開始前において、次の各号に掲げる事項を確認させなければならない。

- (1) 部材に損傷、腐食、変形又は変位がないこと。
- (2) 部材の接続部が確実であり、かつ、交さ部の状態が良好であること。
- (3) 脚部の沈下がないこと。

第 6 章 車両系建設機械、高所作業車、クレーン、移動式クレーン等による危険の防止

第 1 節 通則

(この章の目的)

第 6 5 条 この章の規定は、車両系建設機械（整地・運搬・積込み用機械、掘削用機械、基礎工事用機械、締固め用機械、コンクリート打設用機械又は解体用機械であって動力を用いて不特定の場所に移動できるものをいう。以下同じ。）、高所作業車、クレーン又は移動式クレーンを用いた作業及び玉掛け作業を行うことにより発生する作業者の危険の防止を目的とする。

第 2 節 車両系建設機械による危険の防止

(調査及び記録)

第 6 6 条 会員は、車両系建設機械を用いて作業を行う場合には、あらかじめ、次の各号に掲げる事項を調査し、その結果を記録しておかなければならない。

- (1) 地山の地形、地質、含水、湧水等の状況
- (2) 埋設物、架空電線等の有無及びその状況
- (3) 既設の道路の状況
- (4) 既設の建設物の状況

(作業計画)

第 6 7 条 会員は、前条の調査に基づき、次の各号に掲げる事項を含む作業計画を定め、かつ、当該作業計画により作業を行わなければならない。

- (1) 作業の方法及び順序
- (2) 車両系建設機械の種類及び能力
- (3) 車両系建設機械の運行経路の設定
- (4) 車両系建設機械の配置
- (5) 運転者及び誘導者の配置
- (6) 照明設備
- (7) 標識の設置

(運転者の指名等)

第68条 会員は、車両系建設機械を用いて作業を行う場合には、当該車両系建設機械の種類及び能力に応じて、あらかじめ、法令に定める資格を有する者の中から運転者を指名し、その者の氏名を当該車両系建設機械に掲示しなければならない。

(車両系建設機械による作業)

第69条 会員は、車両系建設機械を用いて作業を行う場合には、当該車両系建設機械の構造上定められた安定度、最大使用荷重等を守らなければならない。

(主たる用途以外の使用の制限)

第70条 会員は、法令に定める場合を除き、車両系建設機械を、パワー・ショベルによる荷のつり上げ、クラムシェルによる作業者の昇降等主たる用途以外の用途に使用してはならない。

(立入禁止又は誘導者の指名等)

第71条 会員は、次の各号に掲げる場所において車両系建設機械を用いて作業を行う場合には、あらかじめ、囲い、柵等を設けた上で、若しくはロープを張った上で、関係者以外の者の立入禁止を表示すること又は誘導者を指名してその者に当該車両系建設機械を誘導させることのうちいずれかの措置を講じなければならない。

(1) 路肩、傾斜地等の場所

(2) 地山の軟弱な場所

(3) 車両が混在して作業する場所

(4) 作業現場の出入口で、見通しの悪い場所又は車両、通行者等の多い場所

(5) 走行路上にある作業場所

(6) 走行路上で通行者の多い場所

(7) 鉄道線路等に接近した場所

2 会員は、前項の誘導者が用いる合図の方法について、あらかじめ定めておかなければならない。

3 会員は、誘導者に腕章を使用させること等により、関係者が識別できるようにしておかなければならない。

(制限速度等)

第72条 会員は、作業現場の車両系建設機械の走行路の必要箇所に、制限速度、高さ制限、危険箇所等の標識を設けなければならない。

(防護措置)

第73条 会員は、車両系建設機械による危険を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 運転中に、落下物により運転者に危険が生ずるおそれがある場合にあっては、当該車両系建設機械に堅固なヘッドガードを設けること。

(2) 当該車両系建設機械に、後退時において、周辺の作業者に注意を喚起するための警報装置を設けること。

(3) トレーラー等に積卸しを行う場合にあっては、平たんで堅固な場所で行うとともに、道板のかけ渡し角度は15度以下とすること。

(4) 軟弱地盤又は凍結場所で、当該車両系建設機械が横転又は転落のおそれがあるときは、地盤の整備を行い、敷板・敷角等を用いること。

(安全装置)

第74条 会員は、使用する車両系建設機械の安全装置については、有効に機能するように保持し、使用しなければならない。

(定期自主検査等)

第75条 会員は、車両系建設機械について、法令に定められた特定自主検査及び定期自主検査をそれぞれ定期に実施し、併せて作業開始前の点検を行い、異常がある場合には、直ちに補修し、又は取り替えなければならない。

2 会員は、前項の規定により実施した特定自主検査及び定期自主検査の結果を記録しておかなければならない。

(安全ブロック等の使用)

第76条 会員は、車両系建設機械のブーム又はアームを上げ、その下で点検、修理等を行う場合には、安全ブロック、安全支柱等を使用しなければならない。

(コンクリートポンプ車の作業)

第77条 会員は、コンクリートポンプ車を用いて作業を行う場合には、第69条の規定に定めるもののほか、その構造上定められたブーム先端ホース長を守らなければならない。

(ブーム下の作業禁止)

第78条 会員は、コンクリートポンプ車のブーム使用時には、ブーム下における作業を禁止しなければならない。

第3節 高所作業車による危険の防止

(作業計画)

第79条 会員は、高所作業車を用いて作業を行う場合には、あらかじめ、作業場所の状況、当該高所作業車の種類及び能力等に対応する作業計画を定め、かつ、当該作業計画により作業を行わなければならない。

(運転者の指名)

第80条 会員は、高所作業車を用いて作業を行う場合には、作業床の高さに応じて、あらかじめ、法令に定める資格を有する者の中から運転者を指名し、その者の氏名を当該高所作業車に掲示しなければならない。

(アウトリガーの使用)

第81条 会員は、アウトリガーを有する高所作業車を用いて作業を行う場合には、アウトリガーを最大限に張り出さなければならない。

(合図者の指名等)

第82条 会員は、作業床以外の場所で作業床を操作する場合には、高所作業車の作業床上の作業者と作業床以外の場所で作業床を操作する作業者との間の連絡のため、あらかじめ、合図者を指名し、その者に合図を行わせなければならない。

(運転位置から離れる場合の措置)

第83条 会員は、運転者が高所作業車の運転位置を離れる場合には、作業床を最低降下位置に置くとともに、原動機を止め、ブレーキを確実にかけ、エンジン・キーを外しておかなければならない。

(走行の禁止)

第84条 会員は、作業床では走行操作ができない構造の高所作業車で作業床上に作業者がいる場合には、当該高所作業車を走行させてはならない。ただし、平たんで堅固な場所において誘導者を配置し、その者に誘導させる場合等法令に定める措置を講じたときは、この限りでない。

(作業床への搭乗制限等)

第85条 会員は、高所作業車の乗車席及び作業床以外の場所における作業者の搭乗を禁止することとするとともに、当該作業床の積載荷重その他の能力を超えて使用させてはならない。

(安全带等の使用)

第86条 会員は、高所作業車の作業床上で作業を行う場合には、作業者に安全带等を使用させなければならない。

(定期自主検査等)

第87条 会員は、高所作業車について、法令に定められた特定自主検査及び定期自主検査をそれぞれ定期に実施し、併せて作業開始前の点検を行い、異常がある場合には、直ちに補修し、又は取り替えなければならない。

2 会員は、前項の規定により実施した特定自主検査及び定期自主検査の結果を記録しておかなければならない。

第4節 クレーンによる危険の防止

(運転者の指名等)

第88条 会員は、クレーンを用いて作業を行う場合には、当該クレーンの種類及び能力に応じて、あらかじめ、法令に定める資格を有する者の中から運転者を指名し、その者の氏名を当該クレーンに掲示しなければならない。

(合図者の指名等)

第 89 条 会員は、クレーンを用いて作業を行う場合には、あらかじめ、合図者を指名し、その者に合図を行わせなければならない。ただし、クレーンの運転者が単独で作業を行う場合には、この限りでない。

(過負荷の制限)

第 90 条 会員は、クレーンに、その定格荷重を超える荷重をかけて使用してはならない。

(安全装置等)

第 91 条 会員は、クレーンの巻過防止装置、過負荷防止装置、外れ止め装置等の安全装置等については、有効に機能するよう保持し、使用しなければならない。

(立入禁止)

第 92 条 会員は、法令の定めるところにより、クレーンでつり上げた荷の下に作業者を立ち入らせてはならない。

(性能検査及び定期自主検査等)

第 93 条 会員は、クレーンについて性能検査のほか 1 月ごと及び 1 年ごとに法令で定められた定期自主検査を行い、異常のある場合には、直ちに補修し、又は取り替えなければならない。

2 会員は、クレーンを用いて作業する場合には、作業開始前に点検を行い、異常のあるときには、直ちに補修し、又は取り替えなければならない。

3 会員は、第 1 項の規定により実施した定期自主検査の結果を記録しておかなければならない。

第 5 節 移動式クレーンによる危険の防止

(作業の方法等の決定等)

第 94 条 会員は、移動式クレーンを用いて作業を行う場合には、その転倒等による作業者の危険を防止するため、あらかじめ、当該作業に係る場所の広さ、地形及び地質の状態、運搬しようとする荷の質量、使用する移動式クレーンの種類及び能力等を考慮して、次の各号に掲げる事項を定めておかなければならない。

(1) 移動式クレーンによる作業の方法

(2) 移動式クレーンの転倒を防止するための方法

(3) 移動式クレーンによる作業に係る作業者の配置及び指揮の系統

(運転者の指名等)

第 95 条 会員は、移動式クレーンを用いて作業を行う場合には、当該移動式クレーンの種類及び能力に応じて、あらかじめ、法令に定める資格を有する者の中から運転者を指名し、その者の氏名を当該移動式クレーンに掲示しなければならない。

(合図者の指名等)

第96条 会員は、移動式クレーンを用いて作業を行う場合には、あらかじめ、合図者を指名し、その者に合図を行わせなければならない。ただし、移動式クレーンの運転者が単独で作業を行う場合には、この限りでない。

(アウトリガーの使用等)

第97条 会員は、アウトリガーを有する移動式クレーンを用いて作業を行う場合には、アウトリガーを最大限に張り出さなければならない。また、移動式クレーンを軟弱地盤上において使用する場合には、強度を有する敷板を敷き、転倒のおそれのない位置に設置しなければならない。

(過負荷の制限)

第98条 会員は、移動式クレーンの定格荷重を超える荷重をかけて使用してはならない。

(安全装置等)

第99条 会員は、移動式クレーンの巻過防止装置、過負荷防止装置、外れ止め装置等の安全装置等については、有効に機能するよう保持し、使用しなければならない。

(立入禁止)

第100条 会員は、法令の定めるところにより、移動式クレーンがつり上げた荷の下に作業者を立ち入らせてはならない。

2 会員は、移動式クレーンの上部旋回体との接触を防止するため、上部旋回体の作動半径内に作業者を立ち入らせてはならない。

(性能検査及び定期自主検査等)

第101条 会員は、移動式クレーンについて、性能検査のほか1月ごと及び1年ごとに法令に定められた定期自主検査を行い、異常のある場合には、直ちに補修し、又は取り替えなければならない。

2 会員は、移動式クレーンを用いて作業する場合には、作業開始前に点検を行い、異常のあるときには、直ちに補修し、又は取り替えなければならない。

3 会員は、第1項の規定により実施した定期自主検査の結果を記録しておかなければならない。

第6節 玉掛け作業による危険の防止

(玉掛け作業者の指名)

第102条 会員は、玉掛け作業を行う場合には、あらかじめ、法令に定める資格を有する者の中から、玉掛け作業者を指名しなければならない。

(作業責任者の指名等)

第103条 会員は、2人以上の作業者により玉掛け作業を行う場合には、あらかじめ作業責任

者を指名し、その者に直接指揮させることにより当該作業を行わせなければならない。

(玉掛用具の点検)

第104条 会員は、作業を開始する前に、玉掛け作業者に玉掛用具を点検させ、異常がある場合には、直ちに補修させ、又は取り替えなければならない。

(玉掛け作業の方法)

第105条 会員は、荷の形状、荷姿及び質量に応じた適正な玉掛用具及び玉掛方法により作業者に作業させなければならない。

第7章 木材加工用機械による危険の防止

(この章の目的)

第106条 この章の規定は、木材加工用機械を取り扱う作業(工事現場において木材を加工する作業及び当該作業で用いる木材加工用機械の掃除、点検、給油、修理、調整、歯又は刃の取替え等の作業をいう。)を行うことにより発生する作業者の危険の防止を目的とする。

(安全確認者の選任等)

第107条 会員は、木材加工用機械を用いて木材を加工する作業を行う場合には、あらかじめ安全確認者を選任し、その者に次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。

- (1) 作業を直接指揮すること。
- (2) 適正な安全装置及び治具、工具等の使用状況を確認すること。
- (3) 点検の実施及びその実施状況を確認すること。
- (4) 関係者以外の者が立ち入っていないことを確認すること。

(安全確認者の氏名等の掲示)

第108条 会員は、前条の規定により選任した安全確認者の氏名等を作業場の見やすい箇所に掲示しなければならない。

(携帯用丸のご盤)

第109条 会員は、携帯用丸のご盤を使用する場合には、「丸のご盤の構造、使用等に関する安全上のガイドライン」(「丸のご盤の構造、使用等に関する安全上のガイドライン等の改正について」(平成10年9月1日付け基発第521号。以下「丸のご盤ガイドライン」という。))を遵守しなければならない。

(携帯用丸のご盤のスタンドを用いる作業)

第110条 会員は、携帯用丸のご盤のスタンドを用いて作業床等に固定して使用する場合には、厚生労働大臣が定める構造規格に適合した安全装置のうち定置式のものを設置しなければならない。

(点検等)

第111条 会員は、丸のこ盤ガイドライン等に定めるところにより、木材加工用機械を用いて木材を加工する作業を開始する前に、木材加工用機械及びその安全装置等について、点検しなければならない。また、1年ごとに1回、定期自主検査を行い、その結果を記録しておかなければならない。

2 会員は、前項の点検及び定期自主検査の結果、異常がある場合には、当該木材加工用機械及びその安全装置等について、直ちに補修し、又は取り替えなければならない。

第8章 型枠支保工、足場等の倒壊等による危険の防止

第1節 通則

(この章の目的)

第112条 この章の規定は、型枠支保工の組立て若しくは解体の作業、足場の組立て、解体若しくは変更の作業又はコンクリート造の工作物の解体若しくは破壊の作業を行うことにより発生する倒壊による作業者の危険の防止及び材料の仮置き、取扱い又は運搬の作業を行うことにより発生する飛来・落下による作業者の危険の防止を目的とする。

(悪天候時における作業の禁止)

第113条 会員は、強風、大雨、大雪等の悪天候のため、危険が予想される場合には、前条に規定する作業を行ってはならない。

第2節 型枠支保工の倒壊による危険の防止

(組立図)

第114条 会員は、型枠支保工を組み立てる場合には、あらかじめ、次の各号に掲げる事項について組立図を作成し、かつ、当該組立図により、型枠支保工の組立て等作業主任者の直接指揮のもとに組み立てさせなければならない。

(1) 基礎の構造

(2) 支柱、はり、つなぎ、筋かい等の部材の配置及び寸法

(3) 部材の緊結の方法及び取付けの順序

(4) 水平移動の防止の方法

(基礎)

第115条 会員は、地盤が軟弱な箇所で型枠支保工を組み立てる場合には、敷板及び敷角の使用、ぐり石つき固め、コンクリートの打設、くい打込み等により支柱の沈下を防止しなければならない。

(脚部の滑動防止)

第116条 会員は、地盤が傾いている場合又は支柱を斜めにして使用する場合には、くさびを

用い、根がらみを取り付ける等の方法により、支柱の脚部の滑動を防止しなければならない。

(コンクリートの打設)

第117条 会員は、コンクリートを打設する場合には、型枠支保工に偏荷重がかからないように打設計画を定め、かつ、当該計画により作業を行わなければならない。

(取扱い及び保守)

第118条 会員は、型枠支保工に用いる部材の取扱い又は保守管理については、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 損傷、曲り等が生じるような乱暴な取扱いをしないこと。
- (2) 損傷又は変形の著しいものは、取替え又は修理すること。
- (3) さびを落とし、塗装すること。
- (4) ねじ部分の付着物を取り除き、塗油すること。

(作業主任者の選任等)

第119条 会員は、型枠支保工の組立て又は解体の作業を行う場合には、型枠支保工の組立て等作業主任者を選任し、法令に定める事項のほか、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。

- (1) 部材、工具類の上げ下ろしを行う場合には、作業者がつり網、つり袋を使用していることを確認すること。
- (2) 関係者以外の者が立ち入っていないことを確認すること。

第3節 足場の倒壊による危険の防止

(作業計画等)

第120条 会員は、足場を組み立てる場合には、足場の倒壊等を防止するため、あらかじめ、作業の方法、順序等の作業計画を定め、かつ、当該計画にしたがって作業を行わなければならない。

(筋かいを取り外す際の補強)

第121条 会員は、枠組足場の壁面側の筋かいを取り外すことにより倒壊するおそれがある場合には、あらかじめ、その箇所の上に布、水平筋かい又は布枠を設けなければならない。

(壁つなぎ)

第122条 会員は、足場に朝顔、架設通路等を設ける場合には、その箇所の壁つなぎを密に設けなければならない。

(壁つなぎの取付方法)

第123条 会員は、壁つなぎを設ける場合には、建地と布との交さ部に接近した位置で、足場面に対して直角に取り付けなければならない。

(壁つなぎ等を取り外す際の補強)

第124条 会員は、壁つなぎ又は控えを取り外す場合には、あらかじめ、建地又は布に斜材を設け、壁面側の開口部から控えを取る等により足場を支持する措置を講じなければならない。

(建設用リフト等を取り付ける際の補強)

第125条 会員は、足場に建設用リフト又は工事用エレベーターのガイドレール等を取り付ける場合には、あらかじめ、筋かい、水平つなぎ、建地等を用いて足場を補強しなければならない。

(作業主任者の選任等)

第126条 会員は、法令に定める足場の組立て、解体又は変更の作業を行う場合には、足場の組立て等作業主任者を選任し、法令に定める事項のほか、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。

(1) 壁つなぎ、控え、筋かい等が有効であることを確認すること。

(2) 部材、工具等の上げ下ろしを行う場合には、作業者がつり網、つり袋等を使用していることを確認すること。

(3) 関係者以外の者が立ち入っていないことを確認すること。

2 会員は、前項に規定する足場の組立て等作業主任者を選任することを要しない作業について作業の指揮者を指名し、その者に前項各号に掲げる事項を行わせなければならない。

第4節 コンクリート造の工作物の解体又は破壊等による危険の防止

(調査及び作業計画)

第127条 会員は、コンクリート造の工作物の解体又は破壊(高さ5m以上のものに限る。以下同じ。)の作業を行う場合には、あらかじめ、当該工作物の形状、き裂の有無、周囲の状況等を調査し、その結果に基づき、次の各号に掲げる事項を含む作業計画を定め、かつ、当該作業計画により作業を行わなければならない。

(1) 作業の方法及び順序

(2) 使用する機械等の種類及び能力

(3) 控えの設置、立入禁止区域の設定その他の外壁、柱、はり等の倒壊、又は落下による作業者の危険を防止するための方法

(作業計画の変更)

第128条 会員は、作業中に、解体する工作物が、設計図書と異なること、著しい劣化していること等が判明した場合には、工事を一時中止し、作業計画を修正し、当該作業計画により作業を行わなければならない。

(作業主任者の選任等)

第129条 会員は、コンクリート造の工作物の解体又は破壊の作業を行う場合は、コンクリー

ト造の工作物の解体等作業主任者を選任し、法令に定める事項のほか、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。

- (1) 防網、柵、控え等が有効であることを確認すること。
- (2) 発破を行う場合には、事前に危険区域内から作業者が退避したことを確認すること。
- (3) 関係者以外の者が立ち入っていないことを確認すること。

(防護措置)

第130条 会員は、コンクリート造の工作物の解体又は破壊の作業を行う場合には、コンクリート塊、部材等の飛散又は落下を防止するため、丈夫な防網、柵等を設けなければならない。

(爆破の際の警報措置)

第131条 会員は、爆破により解体又は破壊の作業を行う場合には、あらかじめ、火薬の点火時刻を定め、サイレン、笛等を用いて警報しなければならない。

(控え等)

第132条 会員は、コンクリート、煉瓦等で作られた壁、塀等を解体若しくは破壊し、又は電柱、煙突等を倒す場合には、不意の落下又は倒壊を防止するための控え、やらず等を設けなければならない。

(鉄骨等の解体)

第133条 会員は、鉄骨等の解体の作業を行う場合には、その一端をつり、又は支持して上げ下ろしの作業を行わなければならない。

(合図者の指名)

第134条 会員は、解体した部材等を上げ下ろしする場合には、あらかじめ、合図者を指名し、その者に合図を行わせなければならない。

第5節 飛来・落下による危険の防止

(幅木等)

第135条 会員は、材料等が落下するおそれのある箇所に材料等を置く場合には、作業床の端に幅木を設け、材料等をワイヤロープ等で結束する等の方法により、落下を防止しなければならない。

(朝顔、防網等)

第136条 会員は、材料等が落下するおそれがある箇所には、次の各号に掲げる事項を満たす朝顔、防網等を設けなければならない。

- (1) 著しい損傷、腐食等がないこと。
- (2) 継ぎ目はすき間がないこと。

(上下作業)

第137条 会員は、やむを得ず、上下作業を行う場合には、作業間の連絡調整を徹底させるとともに、工具類を落下させないように、作業者につり網、つり袋等を使用させなければならない。

(ロープ、支え杭等の使用)

第138条 会員は、荷崩れし、又は転がりやすい材料等を仮置きする場合には、仮置きする場所を指定し、ロープを掛け、支え杭を設ける等の措置を講じなければならない。

第9章 その他の災害防止対策

第1節 通則

(この章の目的)

第139条 この章の規定は、前章までの危険の防止のほか、建設業に特有かつ重篤な災害の発生の防止を目的とする。

第2節 交通労働災害防止対策

(道路工事等の走行路上の作業場所での災害防止対策)

第140条 会員は、道路工事等の走行路上の作業場所では、走行車両が現場内に進入する危険を防止するため、適切な交通整理員を配置し、囲い、柵、ガード等を設置しなければならない。

(作業者の送迎の際の災害防止対策)

第141条 会員は、作業者の送迎のためにマイクロバス、ワゴン車等を使用する場合には、安全な運行経路を指定し、あらかじめ指名した者に運転をさせるよう努めなければならない。

(工事現場内での資材搬入等の車両に対する災害防止対策)

第142条 会員は、工事現場内で資材搬入等の車両を運行する場合には、運行経路を定め、誘導者を配置しなければならない。

(交通労働災害防止のためのガイドラインの推進)

第143条 会員は、交通労働災害の防止のため、「交通労働災害防止のためのガイドライン」(「交通労働災害防止のためのガイドラインの策定について」(平成6年2月18日付け基発第83号))に基づいて、災害防止対策の継続的かつ積極的な推進に努めなければならない。

第3節 土石流対策

(調査)

第144条 会員は、降雨、融雪又は地震に伴い、土石流が発生するおそれのある河川(以下「土

石流危険河川」という。)において工事を行う場合には、あらかじめ、作業場所から上流の河川及びその周辺の状況を調査しなければならない。

(土石流による労働災害の防止に関する規程)

第145条 会員は、土石流危険河川において工事を行う場合には、あらかじめ、次の各号に掲げる事項を含む土石流による労働災害の防止に関する規程を定めなければならない。

(1) 降雨量の把握の方法

(2) 降雨又は融雪があった場合及び地震が発生した場合に講ずる措置

(3) 土石流の発生の前兆となる現象を把握した場合に講ずる措置

(4) 土石流が発生した場合の警報及び避難の方法

(5) 避難の訓練の内容及び時期

(警報用の設備)

第146条 会員は、土石流が発生した場合に関係作業者に速やかに知らせるためのサイレン、非常ベル等の警報用の設備を設け、作業者に、その設置場所を周知しなければならない。

(避難用の設備)

第147条 会員は、土石流が発生した場合に関係作業者を安全に避難させるための登り栈橋、はしご等の避難用の設備を適当な場所に設け、その設置場所及び使用方法を周知しなければならない。

(避難訓練等)

第148条 会員は、第146条の警報用の設備及び前条の避難用の設備の点検を行うとともに、6月以内ごとに1回、関係作業者に対し、避難訓練を行わなければならない。

第4節 爆発・火災対策

(爆発・火災の防止)

第149条 会員は、引火物、爆発物等を取り扱う場合(ウレタンフォーム等を使用する断熱工事を含む。)には、点火源となる火気を使用してはならない。

2 会員は、可燃性ガスの発生するおそれのある場所では、ガス爆発を防ぐため、ガス濃度の測定を行い、その結果に基づき換気等を行わなければならない。

第150条 会員は、溶接・溶断等の作業を行う場合には、周囲の可燃物を整理し、防災シート等で引火防止の措置を講じなければならない。

第10章 有害物及び有害環境による健康障害の防止

第1節 通則

(この章の目的)

第151条 この章の規定は、有害物及び有害環境による健康障害を防止するため、作業環境管理、作業管理及び健康管理を総合的に進めることを目的とする。

第2節 石綿による健康障害の防止

(事前調査)

第152条 会員は、次の各号に掲げる作業を行う場合には、石綿等(すべての種類の石綿又は、それらをその重量の0.1%を超えて含有する製剤その他の物をいう。以下同じ。)による作業者の健康障害を防止するため、あらかじめ、当該建築物又は工作物について、石綿等の使用の有無を目視、設計図書等により調査し、その結果を記録しておかなければならない。

(1) 建築物又は工作物の解体、破砕等の作業(吹き付けられた石綿等の除去の作業を含む。以下「解体等の作業」という。)

(2) 建築物の壁、柱、天井等に吹き付けられた石綿等が損傷、劣化等によりその粉じんを発散させ、及びその作業者がばく露するおそれがある場合に行う当該石綿等の封じ込め又は囲い込みの作業(以下「石綿等の封じ込め又は囲い込みの作業」という。)

2 会員は、前項の調査において、当該建築物又は工作物の石綿等の使用の有無が明らかとならない場合には、石綿等の使用の有無を分析調査し、その結果を記録しておかなければならない。ただし、石綿等が吹き付けられていないことが明らかで、石綿等が使用されているものとみなし、法令に定める措置を講ずるときは、この限りでない。

(作業計画)

第153条 会員は、石綿等が使用されている建築物又は工作物の解体等の作業及び石綿等の封じ込め又は囲い込みの作業を行う場合には、次の各号に掲げる事項を含む作業計画を定め、かつ、当該作業計画により作業を行わなければならない。

(1) 作業の方法及び順序

(2) 石綿等の粉じんの発散を防止し、又は抑制する方法

(3) 作業員への石綿等の粉じんのばく露を防止する方法

(隔離)

第154条 会員は、次の各号に掲げる作業については、それ以外の作業を行う作業場所から隔離しなければならない。

(1) 壁、柱、天井等に石綿等が吹き付けられた建築物の解体等の作業

(2) 石綿等の封じ込め又は囲い込みの作業であって切断、穿孔、研磨等を伴う作業

(作業員以外の立入禁止)

第155条 会員は、次の各号に掲げる作業に作業員を従事させる場合には、当該作業場所に関係作業員以外の者が立ち入ることを禁止し、かつ、その旨を見やすい箇所に表示しなければならない。

(1) 石綿等が使用されている保温材、耐火被覆材等の除去作業

(2) 石綿等の切断を伴わない石綿等の囲い込みの作業

(石綿等の湿潤化)

第 1 5 6 条 会員は、次の各号に掲げる作業に作業者を従事させる場合には、石綿等を湿潤な状態のものとするとともに、石綿等の切りくず等を入れるためのふたのある容器を備えなければならない。

- (1) 石綿等の切断、穿孔、研磨等の作業
- (2) 石綿等を塗布し、注入し、又は張り付けた物の解体等の作業
- (3) 石綿等の封じ込め又は囲い込みの作業
- (4) 発散した石綿等の粉じんの掃除の作業

(保護具等の使用及び管理)

第 1 5 7 条 会員は、前条各号の作業を行う場合には、作業者に呼吸用保護具及び作業衣又は保護衣を使用させなければならない。

- 2 会員は、石綿等を取り扱うために使用した器具、工具、足場等について、付着した物を除去した後でなければ作業場外に持ち出してはならない。ただし、廃棄のため、容器等に梱包したときは、この限りでない。

(関係者以外の立入禁止)

第 1 5 8 条 会員は、石綿等を取り扱う作業場には、関係者以外の者の立入を禁止し、かつ、その旨を見やすい場所に表示しなければならない。

(特殊健康診断)

第 1 5 9 条 会員は、石綿等を取り扱う業務に常時従事する労働者に対し、雇入れ又は当該業務への配置替えの際及びその後 6 月以内ごとに 1 回、また、常時従事させたことがある労働者で、現に使用しているものに対し、6 月以内ごとに 1 回、それぞれ定期的に、石綿に関する特殊健康診断を行わなければならない。

- 2 会員は、前項の健康診断を受けた労働者に対し、遅滞なく、当該健康診断の結果を通知しなければならない。

(特殊健康診断の記録の保存)

第 1 6 0 条 会員は、前条の規定により実施した健康診断の結果については、その記録を当該作業に従事しないこととなった日から 4 0 年間保存しなければならない。

(作業の記録)

第 1 6 1 条 会員は、石綿等を取り扱う事業場において常時作業に従事する労働者については、1 月を超えない期間ごとに次の各号に掲げる事項を記録し、これを当該労働者が当該事業場において常時当該作業に従事しないこととなった日から 4 0 年間保存しなければならない。

- (1) 労働者の氏名
- (2) 従事した作業の概要及び当該作業に従事した期間

- (3) 石綿等の粉じんにより著しく汚染される事態が生じたときは、その概要及び事業者が講じた応急の措置の概要

第3節 粉じんによる健康障害の防止

- (ずい道等建設工事における粉じん対策)

第162条 会員は、ずい道等建設工事における粉じん対策を推進するため、「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」(「ずい道等の建設工事における粉じん対策の推進について」(平成12年12月26日付け基発第768号の2))に基づき次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 事前に粉じん対策に係る計画の策定をすること。
- (2) 掘削作業、ずり積み作業等の粉じん発散を防止するため、土石又は岩石の湿潤化等を行うこと。
- (3) 坑内の粉じん濃度を減少させるため、換気装置等による換気を行うこと。
- (4) 換気装置による換気の実施等の効果を確認するための粉じん濃度測定を行うこと。
- (5) 坑内作業者に防じんマスク等有効な呼吸保護具を使用させること。
- (6) 坑内作業者に対する労働衛生教育を実施すること。
- (7) 坑内作業者が休憩の際に容易に坑外に出ることが困難な場合には、清浄な空気が室内に送気され、粉じんから隔離され、かつ、労働者が作業衣等に付着した粉じんを除去することのできる用具を備えた休憩室を設置すること。

- (アーク溶接作業等)

第163条 会員は、アーク溶接作業等を行う場合には、作業者に粉じんの有害性を認識させるとともに、粉じん作業等の明示及び呼吸用保護具の適切な使用を徹底させなければならない。

- (じん肺健康診断)

第164条 会員は、法令の定めるところにより、じん肺健康診断を行わなければならない。

- (エックス線写真等の提出)

第165条 会員は、前条により実施したじん肺健康診断により、じん肺の所見があると診断された労働者について、当該労働者のじん肺管理区分の決定のため、法令の定めるところにより、エックス線写真等を都道府県労働局長に提出しなければならない。

第4節 有機溶剤による健康障害の防止

- (有機溶剤の危険有害性等の確認)

第166条 会員は、化学物質等安全データシート(MSDS)等により、作業場所で使用する有機溶剤の危険有害性等を確認して、作業者に周知しなければならない。

- (作業管理)

第167条 会員は、作業に使用する有機溶剤等については、危険有害性の少ないものを選択し、作業条件に応じて適切な呼吸用保護具、保護手袋等を使用させなければならない。

(換気)

第168条 会員は、作業の条件に応じて換気設備を設置し、適切な換気を行わなければならない。

(容器の管理)

第169条 会員は、有機溶剤が作業場所に発散することを防止するため、その容器及び空容器を適切に管理しなければならない。

(特殊健康診断)

第170条 会員は、有機溶剤業務に常時従事する労働者に対し、雇入れの際、当該業務への配置替えの際及びその後6月以内ごとに1回、定期的に、有機溶剤に関する特殊健康診断を行わなければならない。

2 会員は、前項の健康診断を受けた労働者に対し、遅滞なく、当該健康診断の結果を通知しなければならない。

第5節 酸素欠乏等の危険の防止

(測定等)

第171条 会員は、酸素欠乏危険場所において、酸素及び硫化水素測定器(硫化水素測定器については第二種酸素欠乏危険作業に限る。)を備え、作業開始前に酸素欠乏危険作業主任者に測定を行わせるとともに、測定器を常時有効に使用できるよう保守点検させなければならない。

(換気)

第172条 会員は、酸素欠乏危険作業に作業者を従事させる場合は、当該作業を行う場所の空气中的酸素の濃度を18%以上(第二種酸素欠乏危険作業に係る場所にあつては、空气中的酸素の濃度を18%以上、かつ、硫化水素の濃度を10ppm以下)に保つように換気を行わなければならない。

(作業場所への入退場)

第173条 会員は、酸素欠乏危険場所へ作業者を入場又は退場させる場合には、人員点呼を行うとともに、酸素欠乏危険場所に関係作業員以外の者が立ち入ることを禁止し、かつ、その旨を見やすい箇所に表示しなければならない。

(保護具等の備付け)

第174条 会員は、非常の場合に作業者を避難させ、又は救出するために必要な空気呼吸器等、はしご、繊維ロープ等の整備を行い、救出作業に当たっては、空気呼吸器等を使用させなければならない。

第6節 振動による健康障害の防止

(振動による健康障害の防止)

第175条 会員は、振動による健康障害を防止するため、「振動障害総合対策要綱」(平成5年3月31日付け基発第203号)の遵守の徹底に努めなければならない。

第7節 その他の健康障害の防止

(熱中症の防止)

第176条 会員は、熱中症を防止するため、「熱中症の予防について」(平成8年5月21日付け基発第329号)の遵守の徹底に努めなければならない。

(一酸化炭素中毒の防止)

第177条 会員は、一酸化炭素中毒の防止のため、「建設業における一酸化炭素中毒予防のためのガイドライン」(平成10年6月1日付け基発第329号)の遵守の徹底に努めなければならない。

(騒音障害の防止)

第178条 会員は、騒音障害の防止のため、「騒音障害防止のためのガイドライン」(平成4年10月1日付け基発第546号)の遵守の徹底に努めなければならない。

第11章 健康の保持増進等

第1節 通則

(この章の目的)

第179条 この章の規定は、一般健康診断の実施及び事後措置の徹底、労働者の心身両面の健康保持増進対策等の推進並びに過重労働による健康障害の防止を図ることを目的とする。

第2節 一般健康診断等

(健康診断)

第180条 会員は、法令の定めるところにより、常時使用する労働者に対し、雇入れ時及び定期に健康診断を行わなければならない。

2 会員は、前項の健康診断を受けた労働者に対し、遅滞なく当該健康診断の結果を通知しなければならない。

(事後措置)

第181条 会員は、前条第1項に規定する健康診断の結果に基づき、当該労働者の健康を保持

するために必要な措置について、法令の定めるところにより医師の意見を勘案し、必要があると認めるときは、次の各号に掲げる措置を実施しなければならない。

- (1) 就業場所の変更
- (2) 作業の転換
- (3) 労働時間の短縮
- (4) 深夜業務の低減
- (5) 昼間業務への変更
- (6) 作業方法、設備の改善
- (7) その他適切な措置

第 3 節 健康の保持増進対策等

(健康の保持増進対策等)

第 1 8 2 条 会員は、労働者の健康の保持増進のため、健康測定、運動指導、メンタルヘルスケア、栄養指導及び保健指導を計画的かつ継続的に行い、健康増進対策が定着するように努めなければならない。

2 会員は、中高年齢者の年齢、体力等に応じた作業方法の改善等に努めなければならない。

(過重労働による健康障害の防止)

第 1 8 3 条 会員は、法令の定めるところにより、労働者に対し、労働時間等の状況に応じて、医師による面接指導を行わなければならない。

第 1 2 章 建設業附属寄宿舍における火災の防止

(建設業附属寄宿舍における火災の防止)

第 1 8 4 条 会員は、建設業附属寄宿舍を設ける場合には、適切な警報設備、消火設備、避難設備等を設け、当該設備の点検整備及び火気管理を徹底しなければならない。

第 1 3 章 実施を確保するための措置

(この規程の実施を確保するための措置)

第 1 8 5 条 会員は、この規程の内容について、関係作業者に周知を図るほか、教育を実施しなければならない。

第 1 8 6 条 協会は、次の各号に掲げる事項を行わなければならない。

- (1) この規程の内容について、会員に対し、講習会を行う等その周知を図ること。
- (2) この規程の内容について、発注者等に知らせ、この規程に基づき会員が行う措置について理解・協力を求めること。
- (3) 会員が危険予知活動の実施、業務に起因する危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づく措置の実施、労働安全衛生マネジメントシステムの導入等を促進するための環境整

備を図ること。

- (4) 会員がこの規程を守らない場合には適切な指導を行い、その指導にかかわらず会員が規程を守らないときは警告を発すること。

附 則（設定 昭和41年6月3日）

- 1 この規程は、この規程について、労働大臣の認可のあった日から起算して90日を経過した日から適用する。ただし、第28条及び第29条第1号及び第2号の規定は、その認可のあった日から適用する。

附 則（変更 昭和42年7月3日）

- 1 この規程は、この規程について、労働大臣の認可のあった日から起算して90日を経過した日から適用する。

附 則（変更 昭和43年8月3日）

- 1 この変更は、この変更について、労働大臣の認可のあった日から起算して90日を経過した日から適用する。

附 則（変更 昭和44年8月3日）

- 1 この変更は、この変更について、労働大臣の認可のあった日から起算して90日を経過した日から適用する。

附 則（変更 昭和46年8月3日）

- 1 この変更は、この変更について、労働大臣の認可のあった日から起算して90日を経過した日から適用する。

附 則（変更 昭和48年12月1日）

- 1 この変更は、この変更について、労働大臣の認可のあった日から起算して90日を経過した日から適用する。

附 則（変更 平成20年1月4日）

- 1 この変更は、この変更について、厚生労働大臣の認可のあった日から起算して90日を経過した日から適用する。